

# 目白大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 目白大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、目白大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的となる教育理念を、日蓮の「開目抄」を由来とする「主・師・親」という建学の精神をもとに分かりやすい文章で定め、具体性を持ってかつ明確に学則に規定している。またそれらを、全ての教室等に掲額し、ホームページ等へ掲載するとともに、理事長及び学長による入学式時の告辞等で学内外に周知している。

学士課程において育成すべき資質・能力を、「人間性」「社会性」「知力」「健康」「向上力」という五つの要素に分けて分かりやすい言葉で明示するなど、社会情勢に対応した使命・目的及び教育目的の見直しを適切に行っている。

また、大学の使命・目的及び教育目的等について、学長、副学長等連絡会議（通称「PV会議」）を中心として検証・評価を適時行うとともに、「地域連携・研究推進センター」等の大学附属施設を含め達成するために必要な教育研究組織を整備している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学部学科及び研究科それぞれにアドミッションポリシーを明確に定め、学内外に周知している。各人の適性に合った入試制度で受験できる仕組みを整備し、大学全体の収容定員は充足している。一部未充足や超過の学科があるが、学長直轄の組織として「大学入試戦略タスクフォース」を立上げ、その改善に取り組んでいる。

障がい等学生支援室の設置、中途退学検討プロジェクト、リメディアル教育やアクティブ・ラーニング等の学修支援に教職員が協働で取り組むとともに、目白大学教育研究所内にIR(Institutional Research)部門を設置し、各種データの収集・分析を通じて教育支援機能を拡充させている。資格支援課の設置など、資格取得のための支援が行われている。

FD(Faculty Development)については、東京都新宿区及び埼玉県さいたま市岩槻区の両キャンパスに置かれたFD実施委員会が、連携を図りながら組織的な研修を年2回程度開催している。

校地、校舎、体育館、図書館、情報サービス施設等は、適切に整備されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性については、関連法令を遵守するとともに、公益通報者の保護、研究活動に係る不正防止・研究倫理等の関係諸規則等も適切に整備している。また、教育情報及び財務情報についても、文部科学省からの通知に基づき適切に公表している。

法人と教学部門間の連絡協議機関として経営企画本部会議を設置することで、理事長のリーダーシップとボトムアップや戦略的意思決定ができる体制を整備している。また、教

学運営上の重要課題について検討・決定する PV 会議を開催するなど、学長のリーダーシップを効果的、かつ機動的に発揮する体制を整備している。各部課等に適切な職員数を配置し、人事考課制度と関連させた専任職員の能力開発・人材育成を組織的に実施している。

資産運用収入の増加や経費見直しによる支出削減などで、安定した財務基盤が確立されている。資産運用については、資産運用委員会を設置して厳正に執行している。また、会計処理は、学校法人会計基準及び各種法令に基づき、適切に行っている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、大学運営評議会のもとに全学評価委員会を設置するなど、効果的に実施している。また、大学全体の年次報告書として「自己点検・評価報告書」を適切に作成している。

現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいたエビデンスは、さまざまな問題点や課題を見出すなど自己点検・評価の根拠として活用されている。また、目白大学教育研究所内に設置する IR 部門では、各種データ収集・分析情報を恒常的に提供している。

自己点検・評価活動を教育研究組織としての機能性と効率性の改善の一環と位置付け、結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みの確立に努めている。

総じて、時代や社会に求められている大学の使命・目的を、建学の精神と教育の理念に基づく大学の「学士力」として定め、法令に適合した教育による人材育成がなされている。また、大学の個性・特色である「育てる」「伸ばす」「送り出す」を目指してさまざまな改革・改善に取り組み、地域や産学連携による地域社会への貢献を含め、確実にその使命・目的を果たしている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

日蓮の「開目抄」を由来とする「主・師・親」を建学の精神と定め、「主」は国家、社会

への献身的態度、「師」は真理探究の熱意、そして「親」は人間尊重の精神と現代的意味付けを行っている。現代的意味付けを行った建学の精神をもとに分かりやすい文章で教育理念を定めている。

教育目的を大学学則及び大学院学則の第1条に定めるとともに、学科ごとの人材養成に関する目的（養成目的）を大学学則第3条の2、研究科ごとの養成目的を大学院学則第6条の2に具体的な文章で定めている。また、各学部の養成目的を、「目白大学 Guide Book2017」及びホームページ上に簡潔に示している。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 1-2-① 個性・特色の明示

### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 【理由】

「豊かな人間教育」「座学よりも活学」という個性・特色及び「育てて送り出す」として掲げる社会的使命は、養成方針や教育目標などに反映し明示されている。また、大学学則及び大学院学則に定められた教育目的と人材養成に係る目的は、学校教育法第83条及び第99条に適合している。「学校法人目白学園 第3次中期目標・中期計画（平成26年度～平成30年度）」（以下、第3次中期目標・中期計画）において、中期目標を「時代のニーズに合った教育の基本方針について検討し、教育の改善を図る」とし、中期計画で「幅広い職業人や教養ある市民を育成するために、教育方針を見直し、教育の改善を図る」を掲げ、各学部で人材育成方針や教育目的などの見直しを進めている。

平成26(2014)年度に設置した「学士力検討委員会」による報告書で、育成すべき資質・能力を明示するなど、社会情勢に対応し、適切に使命・目的及び教育目的を見直している。

また、学長、副学長、特命学長補佐、事務局長からなるPV会議が中心となり、大学全体の教育の理念、教育目的などの検証・評価を適時行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-3-② 学内外への周知

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

「学園としての全体像のより明確化を図るとともに、各項目の実施過程での点検・評価による修正等を加え、実践しつつその中で更に充実・発展を図る能動的なものとして位置付ける」とした第3次中期目標・計画は、役員・教職員が関与・参画して策定されており、教育目標や社会情勢等を明確に反映した計画となっている。建学の精神や教育理念、教育目標等は、全ての教室等への掲額と学生便覧、ホームページ、入学案内等への掲載、入学式の理事長及び学長による告辞等で学内外への周知を図っている。

「目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程」により定めたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

7 研究科 12 専攻、6 学部 16 学科、「心理カウンセリングセンター」「日本語教育センター」「地域連携・研究推進センター」等の大学附属施設を設置し、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは、学部学科及び研究科それぞれで明確に定められており、入学案内や学生募集要項、ホームページ、オープンキャンパス等で学内外に周知されている。アドミッションポリシーに沿って、入試制度ごとに受入れ方針・選抜方法を明示し、各人の適性に合った入試制度で受験できる仕組みが整備され、多様な学生の受入れを行っている。「入学試験問題作成・点検委員会」が中心となり、科目ごとの部会を開催して厳正な体制下で試験問題が作成されている。

大学全体の収容定員充足率は適正な数値であるが、一部の学科に未充足や超過が見られる。学長直轄の組織である「大学入試戦略タスクフォース」を立上げ、広報媒体の強化や指定校枠の拡大、入試検定料の引下げ、学科募集定員の見直し等の改善が行われており、適正な収容定員の確保に期待したい。

### 【改善を要する点】

○外国語学部中国語学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点は改善が必要である。

**【参考意見】**

○人間学部児童教育学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上となっていることについて、経営企画本部会議での検討を踏まえ、適切な学生数とすることが望ましい。

**2-2 教育課程及び教授方法**

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

「目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則」を定め、各学部学科でカリキュラムポリシーに基づく課程を編成しており、入学時オリエンテーションで説明を行うなど、学生への周知を行っている。教育課程にカリキュラムポリシーを反映するために、学科会議や教務委員会、教授会等で検討するとともに、カリキュラムマップにより体系的な編成を目指している。

両キャンパスに FD 実施委員会を設置し、連携しながら全学的な FD 研修会を開催している。また目白大学教育研究所が設置され、教育上の諸課題に関する資料収集・分析を通じた実証研究を行うとともに、教育上の支援及び全学 FD に関する取組みが実施されている。1 年間に履修登録できる単位については、資格取得を目的とする一部の学科の上限が高くなっているものの、原則として 48 単位を上限としている。

**2-3 学修及び授業の支援**

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

障がい等学生支援室の設置、中途退学検討プロジェクト、リメディアル教育やアクティブ・ラーニング等の学修支援に教職員が協働で取り組んでいる。教職員が協働で IR 活動を行う部署として、目白大学教育研究所内に IR 部門が設置され、学生に関する各種データの収集・分析を通じて教育支援機能を拡充させている。「学生基礎力調査」「学修と生活に関する調査」「卒業生アンケート」により、学修及び授業支援に関する学生の実態把握・要望をくみ上げる仕組みを整備している。

教員の教育活動を支援するために、TA 及び SA(Student Assistant)に関する規則を定め、一部の学部で支援を行っているものの、人数等において十分であるとはいえず、更なる活

用が期待される。中途退学対策として学外の専門家を講師とした「中途退学予防スペシャリスト養成研修」を実施するなど組織的な取り組みを行っている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定や進級・卒業要件が明確に規定され、学生便覧等で学生に周知されている。科目ごとのシラバスに具体的な評価基準や配点を明記し、成績評価と単位認定が行われている。単位・出席・定期試験受験のルール等について、オリエンテーション及び1年次全学部共通科目である「ベーシックセミナーⅠ」で指導するなどして周知している。

進級要件については既修得単位数又は既修得科目による履修制限を設け、学年による科目履修の順次性を保つ仕組みを導入している。GPA(Grade Point Average)制度が取入れられ、成績通知書へ記載するとともに、各種奨学金の選考における基準として活用されている。ICチップ内蔵学生証による出席管理により、遅刻・欠席の扱い等を厳格に行い、教員・学生が出席状況の確認を行えるシステムとなっており、長期欠席者・学力不振者の早期発見にも用いられている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

新宿キャンパス（人間学部、社会学部、経営学部、外国語学部）にキャリアセンターを設置し、各学科のキャリアセンター員（教員）と就職支援部の職員が中心となり、学生の就業力育成や就業支援を全学的に実施している。基礎教育科目の中にキャリア形成科目群を設け、1年次から必修科目として複数配置している。「キャリアポートフォリオ」による目標達成の記録を用いた指導により、生活・学修習慣の定着化に力を入れている。一部の学部では、専門教育の一環としてインターンシップを行っている。教務部に資格支援課が設置され、資格取得奨励金規程を設けるなど、積極的な資格取得の支援が行われている。

岩槻キャンパス（保健医療学部、看護学部）では就職委員会、国家試験対策委員会、就学支援部学生課などが連携しキャリア支援を行っている。系統的かつ継続的な支援体制を整備することで、就職希望者に対する就職率は3年連続100%となっている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況の評価として、入学時の「学生基礎力調査」、在学生の「学修と生活に関する調査」「学生による授業評価」、卒業時に実施している「卒業生アンケート」から客観的に把握し、改善に生かそうとしている。平成 26(2014)年度までは教務課、学生課、IR プロジェクト等が調査を実施していたが、平成 27(2015)年度からは目白大学教育研究所内の IR 部門で、情報提供業務、調査業務、データ収集・管理業務が一元的に行われている。また、授業評価による結果は、授業担当教員及び学内で開示され、担当教員が授業改善のための点検と報告を行っている。

**2-7 学生サービス**

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生相談室・保健室が設置され、学生の健康相談やメンタル面での相談体制が整備されている。気軽に学生が相談できる「昼休みアワー」を設け、学生相談室には 2 人の臨床心理士が常時勤務し、個別相談に対応している。大学独自の奨学金として、給付型の奨学金制度や学費減免制度を設け、学生の就学意欲を高める施策を行っている。平成 26(2014)年度に障がい等学生修学支援委員会と専門部会を設置して、障がいのある学生が履修する授業科目については、担当教員と支援内容を共有するなどの対応を図っている。

新宿キャンパスでは、「災害救援ボランティア講座」を開催し、学生・職員のセーフティリーダーの育成への取組みを行っている。

学生が自主的に行うボランティアや社会性のある活動に対し、費用の一部を補助する「SPIS チャレンジ制度」を設け一定の成果を挙げている。学生サービスに対する意見をくみ上げる方法として、「学修と生活に関する調査」「学生基礎力調査」の実施や「キャンパスサミット」「学生会との協議の場」を設けている。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

## 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

専任教員数・教授数は設置基準を満たし、専任教員の年齢構成はバランスがとれている。教員の採用・昇任の各種規則を定め、適切に手続きを進めている。業績評価では、規則を定め、教員業績評価委員会の方針に沿って自己評価を基礎として実施している。具体的には、前年度に作成した「目標設定・計画書」に沿って、年度末に「成果・実績報告書」として報告している。成果は、上長との面談・点検後、上長が更に評価している。

両キャンパスのFD実施委員会は、組織的な研修を年2回程度開催している。学科・研究科ごとにFD活動を実施し、その計画と結果をそれぞれ「FD活動実施計画書」「FD活動実施報告書」としてまとめ、FD実施委員会に報告することを義務付けている。

教養教育を円滑かつ有効に実施するために、基礎教育課程委員会を両キャンパスに置き、基本的事項を審議している。平成27(2015)年度に副学長、学部長等を委員とした教養教育検討委員会が設置され、教養教育の実施体制を更に整備する計画となっている。

## 2-9 教育環境の整備

### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

両キャンパスとも、校地、校舎、体育館、図書館、情報サービス施設等は設置基準を満たしており、適切に整備されている。教室については、教育関連機器の充実、快適環境実現のための室温及び照明管理について重点的な整備が実施されている。また、図書館の開館時間は学生の学修時間や利便性を考慮して十分に確保されている。情報教育のための演習室のほか、「メディアプラザ」「ネットカフェ」など学生の共用スペースにパソコンを設置し、機器やソフトウェアの更新を定期的に行っている。バリアフリー化に関しては、自動ドア・スロープ・身障者用トイレ・昇降機の設置等がなされている。不十分な所を一部残してはいるものの、改善に向けての努力が始まっている。

授業を行う学生数は、一部の科目で200人以上のクラスが存在するが、教育内容に応じて少人数クラスを設けるなどの工夫を行っている。施設・設備に関する学生の意見をくみ上げるために、学生アンケートや「キャンパスサミット」が行われている。

## 基準3. 経営・管理と財務

**【評価結果】**

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目3-1を満たしている。

**【理由】**

教育基本法、学校教育法及び私立学校法等にのっとり大学事業を展開している。個人情報保護、ハラスメントなどの人権侵害、公益通報者の保護、研究活動に係る不正防止・研究倫理等の関係諸規則を適切に整備している。また、近時の大学経営におけるさまざまなリスクに対応するために危機管理規則及び危機管理マニュアルに基づき、危機管理体制を整備している。

また、建学の精神に基づく教育理念を基盤として、「育てて送り出す」を社会的使命としている。その使命・目的の実現に向けて、理事長、学長等を構成員とする経営企画本部会議を設置し、全学的、中長期的、戦略的な重要事項の審議を迅速化し、継続的に努力を図っている。

教育情報及び財務情報の公開については、文部科学省からの通知に基づき、ホームページ上で情報を適切に公表している。

**3-2 理事会の機能**

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目3-2を満たしている。

**【理由】**

理事会は、寄附行為に基づく法人の最高意思決定機関であり、在任する全理事を構成員とする合意体と位置付けられており、法人業務に加え、学校管理業務に関する重要事項についても審議を行っている。また、法人と教学部門との間の連絡協議機関として経営企画本部会議を設置し、経営上の戦略的重要事項を審議し、決定した重要案件は必要に応じて理事会に付議され、戦略的意思決定ができる体制を適切に機能させている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

学長が大学校務に関する最終決定権を有し、所属教職員の指揮命令権を持つことを規定しており、大学の意思決定の権限及び責任体制を明確にしている。このほか、学長、副学長、特命学長補佐、事務局長を構成員とする PV 会議が毎週 1 回開催され、教学運営上の重要課題について検討・決定している。これにより、学長のリーダーシップを効果的・機動的に発揮できる体制を整備している。

学校教育法の改正に伴い教授会規則の改正が行われており、教授会で教育研究に関する重要事項を審議し、学長へ意見を述べる体制が整備されている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

経営企画本部会議は、理事長を議長とし、法人の経営上の戦略的重要事項を審議し、方向性の決定を行う重要機関であり、決定した重要事項は、必要に応じ理事会に付議されるとともに、教学部門の代表的審議機関に報告している。一方、大学運営評議会は、教学部門の最上位審議機関であり、大学学長を議長とし、教育・研究の運営に関する全学的な重要事項について理事会に付議する案件を審議し法人と大学が相互にチェックする体制が整備され、適切に機能している。

寄附行為に基づき 2 人の監事が選任され、職務遂行が適切に行われている。

教職員からの提案については、教員は教授会や学科会議を通じ、職員は、部長会、大学事務局部長連絡会、大学企画室連絡会を通じて意見をくみ上げる仕組みを構築し、リーダーシップとのバランスがとれている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については、法人の事務を処理する法人本部、大学の事務を処理する大学事務局、短期大学の事務を処理する短期大学部事務局、高等学校・中学校の事務を処理する高等学校・中学校事務室に分かれており、業務の円滑性・効率性等を踏まえ、各部課等に適切な職員数を配置している。また、各事務組織の事務分掌は、事務組織規則及び事務分掌等規程に定められ、責任範囲を明確にしている。

大学経営における組織力の更なる強化・向上を目指して、人事考課制度と関連させた専任職員の能力開発・人材育成が「階層別研修」「職種別研修」として組織的に実施されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

第3次中期目標・中期計画で「学園財政の整備充実」を掲げるとともに、中長期的財政計画及び「経費効果的使用タスクフォース」からの答申に基づいた適切な財政運営が行われている。また、予算編成方針の策定、予算案策定及び予算執行の手続きも適切に進められている。

学生生徒等納付金が減少傾向にあるが、資産運用収入の増加や経費見直しによる支出削減などにより、基本金組入後の当年度収支差額は平成23(2011)年度以降収入超過となっており、安定した財務基盤が確立されている。日本私立学校振興・共済事業団による最新の「経営判断指標」においては、正常状態(A-1)となっている。

特別研究費に科学研究費助成事業申請のための学内助成を設定し、申請を奨励する等、外部資金の獲得に向けて取組んでいる。また、産学連携イベント等を開催するなど、企業等とのマッチングにつなげるための支援を行っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準、経理規則、その他の税制等の各種法令に基づき適切に行われている。平成 27(2015)年度からの学校法人会計基準の一部改正についても、新基準に対応した会計システム（パッケージ）を導入し対応している。また、適切な会計処理を行うためにマニュアルを整備し、説明会を実施するとともに、科学研究費助成事業及び学内研究費についても研究費執行マニュアルに従って執行している。

資産運用については、資金運用規則にのっとり、資産運用委員会を設置して厳正に執行している。

監事は、全ての理事会・評議員会に陪席し、財産の状況及び業務執行状況の適切性に関する監査を行っている。また、監査法人の公認会計士や監査室との意見交換を実施する等、緊密な連携が図られている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

大学運営評議会のもとに全学評価委員会を設置し、自己点検・評価等を適切かつ効果的に実施しており、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が実施されている。その具体的な活動として、個々の教員の自己点検・評価シートの作成を踏まえた各教育組織等からの報告に基づき、大学全体の年次報告書として「自己点検・評価報告書」を適切に作成している。また、自己点検・評価等の円滑な実施を確保するため、「第三者評価結果等検証部会」では、認証評価等の評価結果を踏まえ、各学部等の教育研究等の全般に係る今後の改善方策等の原案を作成している。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいたエビデンスは、さまざまな問題点や課題を見出すなど評価点検の根拠として活用されている。また、平成 27(2015)年度より目白大学教育研究所に IR 部門を設置し、データベースの整備として、教務・進路・入試等の各種データ収集・分析情報の恒常的提供が行われている。

「自己点検・評価報告書」は、全教職員がその内容を把握して教育・研究活動の改善や質の向上に役立たせるよう図書館に配置するとともに、ホームページで全文を閲覧できるようにしている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価活動は、その結果のみならず、その過程に関しても、教育研究組織としての機能性と効率性の改善の一環と位置付け、結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みの確立に努めている。

その仕組みとしては、個々の教員が、毎年、「目標設定・計画書」と「成果・実績報告書」を提出し、各所属組織の上位評価者による前年度の振り返りと課題認識作業が実施されている。

第 3 次中期目標・中期計画を踏まえ年度計画を設定し、年度の前半終了時に「前期評価」を、年度終了時に最終的な「通年評価」を実施している。年度計画は PDCA サイクルの円滑な実施の観点から策定されている。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会貢献活動

##### A-1 大学の使命・目的に即した社会貢献活動

###### A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の適切性

###### A-1-② 地域連携・産学連携活動の適切性

##### 【概評】

建学の精神に示されている公共奉仕の理念に基づき、地域貢献及び地域連携教育活動を展開している。地域ニーズに基づいた社会貢献活動に学生を含め学部学科で取り組んでいる。新宿の高度防災都市化と、災害に強い高度な防災機能を備えた都市づくりへの取組みを実施している。具体的には、社会学部地域社会学科が中心となり、地域フォーラム等の開催及び防災マップ作成プロジェクトを実施している。

地域連携事業では、新宿区と平成 28(2016)年に包括連携協定を締結し、新宿区が掲げる高齢者施策、子育て支援、学校教育の充実、障がい者施策、まちづくり、魅力ある商店街の活性化、文化・観光の推進及び高度防災都市づくりへの支援事業等を多数実施している。

産学連携面では、西武信用金庫、さいたま商工会議所との包括連携協定を締結し地域の活性化、人材育成等を中心に連携事業を実施することが検討されている。また、岩槻キャンパスにおいても県内地域連携事業が学部学科の教員の関与のもとで多数取組まれている。

地域・産学連携を積極的に展開するために、平成 24(2012)年度から大学の特別研究費に「社会貢献助成」の項目を設け、教員が行うさまざまな社会貢献事業に対して支援が行われている。こうした一連の事業は、学部教育との関わりでは、インターンシップやフィールドワークのサービ斯拉ーニングとして位置付けられ積極的に活用されている。大学の附属施設として地域連携・研究推進センターを設置することにより、効果的で計画的な地域連携事業・産学連携事業の取組みが可能となっており、今後の成果が期待できる。

